

市立大洲病院患者等給食業務委託に係るプロポーザル手続開始の告示

平成27年8月3日

次のとおり提案書の提出を招請します。

大洲市病院事業管理者 谷 口 嘉 康

1. 業務の概要

(1) 業務名称

市立大洲病院患者給食業務及び院内保育施設給食業務委託

(2) 業務目的

病院事業特有の専門的な給食業務の円滑な運営を確保し、患者（児童）に食事の楽しみと治療（食育）への貢献を図るとともに、安全で効率的かつ安定的に提供することを目的に、市立大洲病院における患者給食業務及び院内保育施設給食業務を委託する。

(3) 業務内容

別添「市立大洲病院患者等給食業務委託に係るプロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)」のとおりに

(4) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から平成28年3月31日までは当該業務受託の準備期間とし、当該受託準備に係る費用は受託者負担とする。

(5) 受託者の特定方法

実施要領のとおりに

2. 提案資格

実施要領のとおりに

3. 実施要領等の配付方法

実施要領及び関係書類は、市立大洲病院ホームページ (<http://www.ozuch.jp/>) からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合は、次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から平成27年8月24日（月）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 配付場所

〒795-8501愛媛県大洲市西大洲甲570番地

市立大洲病院 事務課

電話 0893-24-2151

FAX 0893-24-0036

4. 参加資格確認申請書及び企画提案書等の提出期限、場所及び方法
実施要領のとおり

5. 委託先候補者の選定

(1) 企画提案書等の審査は、「市立大洲病院患者等給食業務委託プロポーザル評価審査委員会」が行う。

(2) 評価基準

実施要領のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に書面により通知する。